

府立学校における今後の教育活動等について

府立学校においては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、通常形態で教育活動を継続するが、今後、ますます府内における感染者が増加し、児童生徒等間の感染から家庭内感染へ広がる懸念等もあることから、引き続き、徹底した感染症対策に取り組みます。

	① 教育活動において、感染者と感染対策なしに飲食を共にした者（※1）等への対応	② 教育活動において、感染者と接触した者への対応（左記①を除く）	③ 泊を伴う行事等において、感染者と同室であった者への対応
対応	<p>《濃厚接触者として扱わない》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5日間の出席停止とする（教育活動への参加を止める。教職員においては在宅勤務等で対応。） ・ 期間短縮の有無に係わらず、7日間は「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導 ・ 外出自粛の協力を要請 ・ 保健所へのリストの提出は不要 <p>* 抗原定性検査キット（※2）の活用で期間の短縮 [最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）] が可能</p>	<p>《濃厚接触者として扱わない》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7日間、「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導 ・ 保健所へのリストの提出は不要 	<p>《濃厚接触者として扱う》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者の候補者リストを作成し、学校所在地を管轄する保健所に提出（共有）する ・ 濃厚接触者として5日間の出席停止とする ・ 期間短縮の有無に係わらず、7日間は「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導 <p>* 抗原定性検査キット（※2）の活用で期間の短縮 [最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）] が可能</p>
期間	出席停止期間 ... 5日間 行動指示期間 ... 7日間 (最終接触の翌日から)	行動指示期間 ... 7日間 (最終接触の翌日から)	出席停止期間 ... 5日間 行動指示期間 ... 7日間 (最終接触の翌日から)
登校	⇒出席停止とする(5日間) * 濃厚接触者の自宅待期間への対応に準じた出席停止	⇒出席停止としない	⇒出席停止とする(5日間) * 濃厚接触者の自宅待期間に対応した出席停止

◆1 ①～③については、感染者と感染可能期間（※3）に接触があった場合を示す。

◆2 「感染リスクの高い行動」の例

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加

◆3 いずれの場合も、体調不良になった場合は、速やかにかかりつけ医等医療機関へ連絡のうえ、受診してください。

※1 飲食の場面で、手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上話をした者

※2 抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（体外診断用医薬品）とする

※3 感染者が感染力を持っている期間

・ 感染者が有症状の場合 症状が出た日の2日前から療養終了日まで

・ 感染者が無症状の場合 検体をとった日の2日前から療養終了日まで

【参考】

○ 令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡 「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」

○ 令和4年7月27日付け府健康医療部長通知 「第七波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」

○ 文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」

○ 大阪府健康医療部HP：濃厚接触者の方へ <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>